

前橋市告示第670号

令和6・7年度に前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度及び令和7年度において前橋市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、公表の日から施行します。

令和 5年10月27日

前橋市長 山 本 龍

1 建設工事の種類

建設工事の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事
--

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、4の規定により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ申請を行うことができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。

- (4) 1の表に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けた者であること。
- (5) 納付すべき税を完納している者であること。
- (6) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者であること（当該保険に加入義務のない者を除く。）。

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認し、別に定める基準により決定するものとする。

なお、有資格者は、一度審査を受けた工事種別について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

4 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

5 電子申請の受付期間

- (1) 定期申請 令和6年1月5日から同月30日まで
- (2) 随時申請 令和6年4月1日から令和7年9月15日まで

6 審査基準日

- (1) 定期申請 令和6年1月1日
- (2) 随時申請 申請日の属する月の1日

7 添付書類等

申請者のうち、市内業者（前橋市内に法の規定に基づく本店を有する者をいう。）にあつては次に掲げる書類（(9)を除く。）を、準市内業者（前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領（平成14年12月27日伺定め）第2条第2号の準市内業者をいう。）の認定を希望する者にあつては次に掲げる書類を、それ以外の申請者にあつては(1)から(8)まで、(19)及び(20)に掲げる書類を電子申請と同時に、8の提出先に提出しなければならない。ただし、(4)及び(5)については、電磁的記録による提出とする。

- (1) 法人にあつては本店の所在地を管轄する法務局が発行した登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市区町村長が発行した身分証明書で、それぞれ原本又は写し
- (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあつて

- は所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について滞納がないことを証するもので、発行官公庁の定めた様式によるもの）の原本又は写し
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の事業主（障害者を1人以上雇用している事業主に限る。）にあつては当該被用者の身体障害者手帳等の写し及び常勤性を確認する資料の写し
 - (4) 工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「法施行規則」という。）別記様式第2号）
 - (5) 技術職員名簿（法施行規則別記様式第25号の11別紙2）
 - (6) 営業所一覧（法施行規則別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面）
 - (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
 - (8) 審査基準日時点で有効な経営事項審査結果通知書において社会保険等の適切な保険に未加入の場合であつて、申請日前に当該保険に加入したとき又は当該保険の適用除外となったときは、その事実を証明する資料の写し
 - (9) 準市内業者の認定を希望する者の場合は、準市内業者認定申請書（様式第1号）
 - (10) 関連業者報告書（様式第2号）
 - (11) 次に掲げる地域貢献等を行った場合は、地域貢献等確認申告書（様式第3号）
 - ア 審査基準日の前日までの2年間に道路、公園又は河川の清掃等を行っていること。
 - イ 審査基準日時点において、前橋市とネーミングライツスポンサーの契約中であること。
 - (12) 審査基準日時点において、前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している場合、前橋市の防災協力事業所に登録している場合又は審査基準日の前日までの2年間に前橋市における災害、除雪、事故等の緊急工事等の実績がある場合は、災害活動等確認申請書（様式第4号）
 - (13) 審査基準日の前日までの2年間にインターンシップの受入れを行った場合は、インターンシップ受入れ実施状況等報告書（様式第5号）
 - (14) 審査基準日時点において、前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている場合は、消防団協力事業所登録報告書（様式第6号）
 - (15) 審査基準日時点において、安全対策の取組みを実施している場合（建設業労

働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45000シリーズ）認定、建設業労働災害防止協会に加入している場合をいう。）は、安全対策への取組み状況等報告書（様式第7号）

(16) ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいる場合（審査基準日時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）、群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」及び前橋市が運営する「まえばしウェルネス企業登録」に基づく認定等を受けている場合並びに審査基準日の前日までの2年間で育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に沿った就業規則を定めて活用している場合をいう。）は、ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書（様式第8号）

(17) 審査基準日時点において、若手技術者（満30歳以下の技術者をいう。）及び女性技術者を雇用している場合は、若手・女性技術者雇用状況報告書（様式第9号）

(18) 審査基準日時点において、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録している場合は、再犯防止等への取組み状況報告書（様式第10号）

(19) 事業協同組合等の組合形態で申請をする場合は、役員名簿（様式第11号）及び組合員名簿（様式第12号）

(20) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状

※(1)及び(2)については、申請日前3か月以内に発行されたものの原本又は写しとする。

8 添付書類等の提出先

(1) 7(1)から(8)までの書類

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CAL S / EC市町村推進協議会

(2) 7(9)から(20)までの書類

前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所総務部契約監理課

9 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 6の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。この場合において、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

10 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査の結果を申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

11 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格の認定日から令和8年3月31日までとする。

12 営業の廃止等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。この場合において、届出に当たっては、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、これらに類するものとして、市長が届出を必要と認めるとき。

13 資格の取消し等

市長は、資格者が次のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は相当の期間資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (3) 令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者
- (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消された者
- (6) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若

しくは数量に関して不正の行為をした者

(7) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(8) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者

(9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(10) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(11) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

1.4 資格の取消し等の通知

市長は、1.3の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1.5 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本店又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者の氏名及び電話番号）及び工種）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

準市内業者認定申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

準市内業者として認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類（添付する書類に☑を記入してください。）

- 1 前橋市税の納税証明書（未納税額のない証明）の写し
（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 2 法人市民税確定申告書の写し
（直近 1 年分）
- 3 履歴事項全部証明書の写し
（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

発行責任者及び担当者

・ 発行責任者 (電話番号)

・ 担 当 者 (電話番号)

関連業者報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

当社と関連のある建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等業者について次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 該当有り

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連 〔株式(総数に対する割合) 出資(総額に対する割合)〕	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	人事面の関連 〔役員の兼務 状 況〕	業 者 名	役 職 名		
	そ の 他 〔特別な提携 関 係〕	業 者 名	関 係 内 容		

2 該当なし

発行責任者及び担当者
・発行責任者 (電話番号)
・担 当 者 (電話番号)

地域貢献等確認申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

地域貢献活動及びネーミングライツスポンサー契約について、次のとおり申告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 地域貢献活動

- ※ 法人(会社等)として行ったものに限りません。
- ※ 活動内容については、別紙に記載してください。
- ※ 活動内容が客観的に判断できる資料を添付してください。なお、協会等の会員として活動した資料を当該協会等が提出する場合、添付資料は不要です。

2 ネーミングライツスポンサー契約

愛称:

対象施設:

愛称使用期間: 年 月 日から 年 月 日まで

- ※ 前橋市とネーミングライツスポンサー契約を締結しているものに限りません。

- ※ 添付資料は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

地域貢献活動内容一覧

1	活動の種類及び社会貢献の種類 (該当項目に☑を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 1 自社の活動 <input type="checkbox"/> 2 協会の活動 (協会名：) <input type="checkbox"/> (1) 道路・公園清掃等のボランティア活動 <input type="checkbox"/> (2) 河川等の環境保全のための活動 <input type="checkbox"/> (3) 文化事業を主催し、地域の評価を得ている活動		
	実施時期		参加従業員数	人
	実施場所			
	活動内容			
2	活動の種類及び社会貢献の種類 (該当項目に☑を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 1 自社の活動 <input type="checkbox"/> 2 協会の活動 (協会名：) <input type="checkbox"/> (1) 道路・公園清掃等のボランティア活動 <input type="checkbox"/> (2) 河川等の環境保全のための活動 <input type="checkbox"/> (3) 文化事業を主催し、地域の評価を得ている活動		
	実施時期		参加従業員数	人
	実施場所			
	活動内容			
3	活動の種類及び社会貢献の種類 (該当項目に☑を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 1 自社の活動 <input type="checkbox"/> 2 協会の活動 (協会名：) <input type="checkbox"/> (1) 道路・公園清掃等のボランティア活動 <input type="checkbox"/> (2) 河川等の環境保全のための活動 <input type="checkbox"/> (3) 文化事業を主催し、地域の評価を得ている活動		
	実施時期		参加従業員数	人
	実施場所			
	活動内容			
4	活動の種類及び社会貢献の種類 (該当項目に☑を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 1 自社の活動 <input type="checkbox"/> 2 協会の活動 (協会名：) <input type="checkbox"/> (1) 道路・公園清掃等のボランティア活動 <input type="checkbox"/> (2) 河川等の環境保全のための活動 <input type="checkbox"/> (3) 文化事業を主催し、地域の評価を得ている活動		
	実施時期		参加従業員数	人
	実施場所			
	活動内容			

災害活動等確認申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

災害活動等について、次のとおり申告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している

(1) 自社で協定を締結

※ 審査基準日時点で有効な協定書の写しを添付してください。

(2) 協会等で協定を締結

(団体名:)

※ 協会等の代表者が締結している場合は、添付資料は不要です。

2 前橋市の防災協力事業所に登録している

※ 添付資料は不要です。

3 前橋市における災害、除雪、事故等の緊急工事等の実績がある

工事名:

工事場所:

工期: 年 月 日から 年 月 日まで

請負代金額:

※ 複数案件ある場合であっても、代表的な1案件を記入し、記載した案件の締結日が記載されている契約書又は請書の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

インターンシップ受入れ実施状況等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

インターンシップの受入れ状況について、次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 インターンシップの受入れ

受入学校名:

受入人数: 人

受入期間: 年 月 日から 年 月 日まで

受入日数: 日間

※ インターンシップの受入れを確認できる書類の写し等を添付してください。

2 実技講習会等の実施

実施学校名:

参加人数: 人

実施日時: 年 月 日から 年 月 日まで

実施場所:

実施内容:

※ 実技講習会等を実施したことが確認できる書類の写し等を添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

消防団協力事業所登録報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けているので報告します。

認定年月日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

注 添付資料は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担 当 者 (電話番号)

安全対策への取組み状況等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

安全対策への取組状況等について、次のとおり報告します。(該当する項目に
を記入してください。)

1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 認定

認定番号:

認定日:

有効期限:

2 労働安全衛生マネジメントシステム (ISO45000シリーズ) 認定

ISOの種類:

登録証番号:

登録日:

更新日:

有効期限:

(COHSMS、ISOの注意)

※ 認定・登録証の写しを添付してください。また、付属書がある場合は付属書の写しも併せて添付してください。(認定範囲、日付等が確認できること)

※ 本店又は委任を受けた営業所で認定されたものに限りませう。

※ 日本語以外で記載されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、日本語訳を作成してください。

3 建設業労働災害防止協会に加入

※ 建設業労働災害防止協会の加入証明書の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

様式第8号

ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

以下のとおり認定を受け、又は実施していることを申告します。

認定種目	認定区分	認定又は実施の有無
えるぼし認定 (女性活躍推進法)	行動計画 (5点)	<input type="checkbox"/>
	1段階目 (10点)	<input type="checkbox"/>
	2段階目 (15点)	<input type="checkbox"/>
	3段階目 (20点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (25点)	<input type="checkbox"/>
くるみん認定 (次世代法)	トライくるみん (15点)	<input type="checkbox"/>
	くるみん (15点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (20点)	<input type="checkbox"/>
いきいきGカンパニー認証 (群馬県)	ベーシック (5点)	<input type="checkbox"/>
	ゴールド (10点)	<input type="checkbox"/>
ユースエール認定 (若者雇用促進法)	— (20点)	<input type="checkbox"/>
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則に定め活用している	— (10点)	<input type="checkbox"/>
まえばしウェルネス企業登録	— (5点)	<input type="checkbox"/>

注1 該当するものは、認定又は実施の有無欄に☑を記入してください。

なお、女性活躍推進法、次世代法及び群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」については、該当する最も上位の認定区分に☑を記入してください。

2 認定通知書、登録証等の写しを添付してください。

3 育児・介護休業法に沿った制度の活用実績は、審査基準日の前日までの2年間のものとします。該当する場合は、雇用関係が確認できるもの、出勤状況の分かるもの(出勤簿等)の写し及び就業規則等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

若手・女性技術者雇用状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

次の若手・女性技術者を雇用していることを報告します。

氏名	生年月日	若手・女性技術者の区分	年齢 (審査基準日における満年齢)
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	

- 注1 群馬県CALS/EC市町村推進協議会に提出する共通添付書類の技術職員名簿に登録されている者を対象とします。
- 2 雇用関係、生年月日及び性別が確認できる書類として健康保険証等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。
- 3 若手・女性技術者の区分欄は、該当するものに☑を記入してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

再犯防止等への取組み状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録しているので報告します。（該当する項目に☑を記入してください。）

1. 前橋保護観察所に協力雇用主として登録した年月日

年 月 日

2. 保護観察又は再生緊急保護の対象者の雇用

(1) あり

雇用人数： 人

雇用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) なし

注 協力雇用主としての実績に関する証明書（審査基準日の前日までの2か年に保護観察又は更生緊急保護対象者を3か月以上雇用したときは、その旨が記載されたもの）の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

様式第11号

役員名簿

所在地
 組合名
 代表者の氏名
 (年 月 日現在)

組合役職名	所属事業体		氏名
	商号又は名称	役職名	

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担当者 (電話番号)
--

様式第12号

組 合 員 名 簿

所 在 地
組 合 名
代表者の氏名
(年 月 日現在)

商号又は名称	住所	代表者名	建設業許可番号	許可業種 (略号)

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者
- ・担 当 者

(電話番号)

(電話番号)